

鶴見大学受託研究取扱規程

平成 21 年 10 月 1 日

施行

(目的)

第 1 条 この規程は、鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義を次のとおり定める。

(1) 「受託研究」とは、本学が国、地方公共団体、法人、民間企業等本学以外の者から委託を受けて行う研究（調査、試験（歯学部附属病院の治験を除く。）、試作及び製作を含む。）で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託者が負担するものをいう。

(2) 「知的財産権」とは、鶴見大学発明規程第 2 条第 5 号に規定する知的財産権をいう。

(3) 「学部長等」とは、文学部長、歯学部長、歯学部附属病院長及び短大部長並びに仏教文化研究所長、先制医療研究センター長及び国際交流センター長をいう。

(4) 「研究代表者」とは、受託研究の遂行に関して最も責任を持つ本学の専任教員をいう。

(受入れの原則)

第 3 条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ本来の教育研究及び診療に支障がないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第 4 条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号の条件を付するものとする。

(1) 受託研究は、原則として委託者が一方的に中止できないものとする。

(2) 受託研究に要する経費で取得した消耗品、設備等は、原則として本学に帰属するものとする。

(3) 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合には、これを無断で使用又は譲渡できないものとする。

(4) 前号の場合における知的財産権の帰属については、委託者との協議により決定するものとする。

(5) 納付された受託研究費は、原則として返還しないものとする。

(6) やむを得ない理由がある場合は、委託者及び本学は協議の上、受託研究を中止又は延期することができる。この場合において、委託者が損害を生じたときは、本学はその責任を負わないものとし、使用しない受託研究費については双方協議のうえ、精算することができる。

(申込み)

第 5 条 受託研究の申込者は、別紙様式第 1 号の受託研究申込書を研究代表者を通じ学部長等を経由して、学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第6条 受託研究の受入れは、学長が当該研究を精査し学部長等と協議の上、これを決定する。

2 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、別紙様式第2号の受託研究承諾書を委託者に交付するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、受託研究の受入れに際し、別紙様式第3号の受託研究契約書を委託者と締結するものとする。

(受託研究費)

第8条 受託研究費は、直接経費及び間接経費とし、次のとおりとする。

(1) 直接経費は、消耗品費、旅費、備品費、謝金、研究支援者の人件費等当該研究に直接要する経費とする。

(2) 間接経費は、本学の研究開発環境の改善及び事務処理の経費等当該研究に要する経費をいい、原則として受託研究費の10%に相当する額とする。

(受託研究の実施)

第9条 受託研究代表者は、原則として直接経費に相当する額を研究に必要な経費として支出できるものとする。

2 受託研究の遂行上必要な場合は、委託者から物品等を受け入れることができる。

(研究結果の報告)

第10条 研究代表者は、受託研究の終了後、委託者及び学長に別紙様式第4号の研究結果報告書を提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が研究代表者、学部長等と協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式第1号 (第5条関係)

別紙様式第2号 (第6条関係)

別紙様式第3号 (第7条関係)

別紙様式第4号 (第10条関係)